

松山城 VR コンテンツ整備業務委託
仕様書

【1】委託業務名 松山城 VR コンテンツ整備業務

【2】業務の目的・概要

本業務は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて増加している「マイクロツーリズム」のニーズを松山城天守に取り込むため、リピーターや、城郭に対して関心が薄い層でも天守内の観覧を十分楽しめるよう、360°映像やCG等を用いて臨場感のある松山城の城攻めVRコンテンツを新たに整備し、落ち込んだ来場者数の回復を図るための業務について委託するものである。

【3】履行期間 契約締結日から令和3年3月31日まで

【4】履行場所 市長の指示する場所

【5】VRコンテンツのコンセプト

1. 全国に12しかない現存天守の強みを活かすため、実写・撮影映像を基本とすること。
2. VRの強みを活かし、高精細かつ360°視点の主観映像※により、没入感・臨場感のあるコンテンツとすること。※主観映像は、城を「攻める側」と「守る側」のどちらか、またはその両方の視点での提案を可とする。
3. 高度な技術によって築かれた連立式天守や迷路のような本丸の造り、さらに狭間や石落といった様々な仕掛けなど、松山城の難攻不落の防御をPRするものとする。
4. 実際の松山城の映像にCGやアニメーション、音声・音楽等による演出を駆使して臨場感を生み出し、当時にタイムスリップして、攻城戦に参加しているような感覚を味わえるものであること。(例：火縄銃や刀剣による攻防の再現等)
5. 外国人観光客に配慮した内容とすること。(例：多言語表記による案内、ナレーション、台詞の少ない映像構成等)
6. 複数のコンテンツに一貫したテーマ性・ストーリー性を持たせること。

【6】業務内容

1. VRコンテンツの制作

ア 上記「【2】業務の目的・概要」、「【5】VRコンテンツのコンセプト」を踏まえ、実写にCG等を加えて臨場感のある360°VRコンテンツを制作すること。

- イ VRコンテンツは4本以上とし、1本あたりの長さは1分～3分を目安とする。
- ウ VRコンテンツの制作にあたっては、本市の承認を得て制作すること。なお、監修を学識経験者に依頼し歴史考証等する場合は、提案価格の範囲内で行うこと。
- エ 制作したコンテンツは、天守内に設置するヘッドマウントディスプレイで視聴可能なものとする。
- オ 松山城天守への誘客増加に繋げるため、VRコンテンツを広報するためダイジェスト版の予告編動画を制作すること。
- カ 外国人観光客に配慮し、ナレーションや字幕の表示をする場合は、4か国語（日本語・英語・中国語・韓国語）以上の言語から選択できること。
- キ 収録内容については以下の項目を想定しており、「攻城戦」をメインとするが、必ずしもこれに限るものではなく、より魅力的なテーマ設定があれば提案書に記載すること。

- 要所（戸無門、筒井門、隠門、太鼓門、紫竹門等）の攻略

- 本丸広場、本壇、連立式天守内部での攻防戦

- 連立式天守や迷路のような本丸の造り

- 防御の仕掛け（狭間、石落、突上戸、屏風折石垣等）

- 天守最上階からの夜景

- ※その他、以下のURLの内容を参考にすること。

- 松山城攻略パンフレット

- <https://www.matsuyamajo.jp/matsuyamajo/img/shirozeme.pdf>

2. 天守内の視聴機材等の手配

- ア 天守にVRコンテンツの視聴環境を設置するための必要な機材（ヘッドマウントディスプレイ、ヘッドフォン、その他簡易な視聴スペースの構築）を提案し、手配すること。なお、機材の選定、具体的な設置場所については、松山市と協議して決定する。
- イ VRコンテンツの設置場所は2ヵ所程度、同時視聴可能数は1か所あたり4名程度を想定している。
- ウ 各VRコンテンツにスタッフの人員配置は想定していないため、来場者が使用方法等を理解し、かつ混雑による回転率の悪化を防ぐよう、解説や案内の方法について提案し、必要な解説文や案内板を作成すること。また、これは外国人観光客にも対応したものとすること。
- エ 視聴機材等一式の天守内への実際の配備は、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら松山市にて行うため、特別な工事を要さずに簡易に整備できる程度のものとし、整備手順について制作したマニュアルを付して指定の場所に納品すること。

3. 安全対策等

- ア コンテンツを導入した場合における、使用者の安全対策等について提案すること。
- イ VRコンテンツ特有の「VR酔い」や、ヘッドマウントディスプレイを用いた子ども

もの利用についての対応について提案すること。

ウ 機材の盗難や損壊を防ぐためのセキュリティ対策を提案すること

エ 新型コロナウイルスの感染拡大防止策や衛生面での対策について提案すること。

4. 保守管理、その他付随する業務

ア 完成後に必要となる運用・保守管理のマニュアルを作成すること。

イ 必要と思われる保守管理経費を計算し提示すること。なお、保守管理経費が最少となるよう VR コンテンツ全体の設計を工夫すること。

ウ 概ね今後 3 年間、松山市が視聴可能人員を追加する場合に、機材の追加のみで対応ができるような仕組みとし、その際の手順もマニュアルに記載すること。

エ 松山市が制作するチラシ・パンフレット等に使用可能なメインビジュアルや各種画像データを作成し納品すること。

5. 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

本業務の目的を達成するための独自提案を可能とする。ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

6. 定期ミーティング

本業務の進め方の協議や進行管理、成果等について、常に松山市と連携を図り、情報共有しながら適切な業務が遂行されるよう、原則として、業務開始から毎月 1 回以上、松山市に対し定期的に報告し、必要に応じ協議を行う。

【7】その他運営上の要件

1. 事業方針

本事業を通じて、松山城の築城技術や歴史、魅力を効果的に発信し、松山城天守の誘客力を強化し、滞在時間の延長を図ること。

2. 実施体制

実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

3. 事業実施スケジュール（事業計画書）の作成

契約締結後、事業完了までのスケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。

4. 事業実績報告書の作成

事業実施後において、事業実績報告書を作成し、提出すること。

5. 本市事業との連動

松山市が実施している他の事業と相乗効果をもたらすよう連携を図ること。

6. 第三者が権利を有する素材の活用

業務を実施するにあたり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、音楽など）の活用も可とする。その際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の調整等、その他付随する業務全般を実施すること。

7. 各種ガイドラインの遵守・活用

業務にあたっては、以下のガイドライン等の内容に留意すること。

- 文化財の観光活用に向けた VR 等の制作・運用ガイドライン 平成 29 年度版
(文化庁文化財部伝統文化課)
- 最先端 ICT (VR/AR 等) を活用した観光コンテンツ活用に向けたナレッジ集
(国土交通省観光庁観光資源課)
- VR 等のコンテンツ制作技術活用ガイドライン 2018
(特定非営利活動法人映像産業振興機構 VIPO)
- VR コンテンツのご利用年齢に関するガイドライン
(一般社団法人ロケーションベース VR 協会)

8. 企画提案内容の実施について

本プロポーザルは、業務を共に進める相手方を特定するために実施しており、企画提案内容の実施については、松山市や松山城の指定管理者と協議し、企画詳細の検討を行う。

【8】 成果品

以下の制作物を作成し、指定の場所に納品すること。なお、内容等詳細については、契約時に市と協議した上で決定する。

1. 制作した映像・メインビジュアルを収録した光ディスク 5 枚 (DVD・BD 等)
2. VR コンテンツ視聴に必要な機材・備品一式
3. 事業実績報告書、マニュアル一式

【9】 契約に関する条件等

1. 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、松山市の承諾を得たときは、この限りではない。

2. 成果品の利用及び著作権

- (1) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 21 条 (複製権)、第 23 条 (公衆送信権等)、第 26 条の 2 (譲渡権)、第 26 条の 3 (貸与権)、及び第 28 条 (二次的著作物の利用に関する原作者の権利) に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに松山市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (4) (1) の規定に関わらず、成果品に第三者が権利を保有する素材を使用した場合において、受託者と当該権利保有者との契約内容により、成果品を業務期間終了後も期間・態様の制限なく利用することが難しい場合は、双方協議のうえ、成果品の利用期

間及び態様の限定を行うものとする。

3. 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

4. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、松山市個人情報保護条例を遵守すること。

5. 損害賠償責任

受託者は、本業務の実施に関し故意または過失により本市又は第三者に損害を及ぼしたときは受託者がその賠償額を負担する。ただし、損害の原因が不可抗力によるものと認められた場合は双方協議のうえ決定する。

6. 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ松山市と協議のうえ、承認を得ること。